

旧南間ホテル宿泊施設 負担の分担について

平成30年7月2日現在

旧南間ホテル宿泊施設の負担の分担は、以下のとおりを予定しています。この表に記載がないものについては、原則運営事業者にご負担いただきます。どちらの負担か不明なものがある場合は、協議の上決定します。

	内 容	町	事業者
経費	別紙1に記載しているもの	○	
	上記以外（食器(益子焼)、食材、消耗品、廃棄物処理等）		○
	光熱水費、通信費 ※御座所・ギャラリースペース部分については管理方法を協議後、決定とする		○
	その他		○
改修・修繕	事業者の方針上によるもの		○
	事業者が注意義務を怠ったことによるもの		○
	経年劣化によるもの（単価20万円未満のもの）		○
	経年劣化によるもの（上記以外）	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（単価20万円未満のもの）		○
第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○		
不可抗力（町又は事業者のいずれにも責を帰すことのできない自然的又は人為的な現象）によるもの	○		